

令和4年度第4回君津市介護保険運営協議会
及び委嘱状交付式 議事録

- 1 名 称 君津市介護保険運営協議会
- 2 開催日時 令和5年3月24日（金） 19時00分から20時40分まで
- 3 開催場所 君津市役所5階大会議室
- 4 出席委員 14名
保住 寛、原 比佐志、兼子 健一、川嶋 昌弘、江尻 節子
加藤 美代子、水野谷 繁、林 英一、箱田 純子、津金澤 寛、
大古 政昭、高野 摂子、中野 久美子、渡辺 一男
- 5 欠席委員 1名
伊賀 浩
- 6 次 第 委嘱状交付式
介護保険運営協議会
議題 (1) 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について
(2) 令和4年度地域包括支援センターの事業評価について（報告）
(3) 令和5年度地域包括支援センター設置運営方針について（報告）
(4) 介護予防支援業務を委託する事業所について（報告）
(5) その他
- 7 事務局 6名
福祉部 廣橋次長
介護保険課 田淵課長、山河介護推進係長、森田主任主事
高齢者支援課 濱松課長、安藤地域包括支援室長
- 8 公開又は非公開の別 公開
- 9 傍聴者 なし

1 委嘱状交付式 (19 : 00)

【田渕課長】

本日はお忙しい中お越しいただきまして誠にありがとうございます。

定刻より少し早いですが皆さんおそろいになりましたので、ただいまから、令和4年度第4回君津市介護保険運営協議会及び委嘱状交付式を開催いたします。

介護保険運営協議会に入ります前に、委嘱状交付式を開式させていただきます。本日の司会進行を務めます、介護保険課長の田渕と申します。どうぞよろしく願いいたします。

早速委嘱状を交付させていただきますが、委嘱状につきましては、福祉部次長の廣橋より交付いたします。お名前をお呼びいたしますので、自席でお受け取りください。

〈中野委員と渡辺委員に廣橋次長から委嘱状を手渡す〉

【田渕課長】

ありがとうございました。

ここで福祉部次長の廣橋からご挨拶を申し上げます。

【廣橋次長】

改めまして皆様こんばんは。

福祉部次長の廣橋でございます。

本日は大変ご多用の中、君津市介護保険運営協議会及び委嘱状交付式にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、部長の嶋野が参りまして、ごあいさつを申し上げるところでございますが、本日所用のため欠席させていただいておりますので、部長に代わりまして、ご挨拶を申し上げます。

皆様には日頃から本市福祉向上を初め市政各般にわたり、格別なるご支援ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま委員に承認いただきました、中野委員、渡辺委員には、委員をお引き受けくださいますようお願いいたします。

委員の皆様には、本市の介護保険事業の運営につきまして、ご指導、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、近年では、より一層進行する少子高齢化や、長期にわたる感染症対策など、社会環境が大きく変化する中、福祉を取り巻く課題も、多様化、複雑化しております。

高齢者の支援体制の一層の充実が求められております。

こうした中、本市といたしましても、次期計画である第9期介護保険事業計画の策定に向け、市民や関係機関の皆様と連携し、君津市総合計画の柱の一つである、誰もが生き生きと生活できる地域共生のまちの実現に向けて、全力で取り組んで参りますので、皆様には変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様のますますのご健勝、ご活躍を心より祈念申し上げまして、挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

【田淵課長】

それではここで、このたび、介護保険運営協議会の委員になられました、中野委員、渡辺委員から、恐れ入りますが、お一方ずつ自己紹介をお願いしたいと。

【中野委員】

それでは改めまして、こんばんは。

君津商工会議所の推薦で、委嘱をいただきました中野と申しますこの会で初めて出席をさせていただくわけですが、まだわからない点が多々ございます。皆様のご指導の下精一杯努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【渡辺委員】

渡辺一男でございます。民生委員児童委員協議会の方から推薦いただきました。皆さんと一緒に、勉強させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

【田淵課長】

どうもありがとうございました。

委員の皆様には、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【田淵課長】

以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。

ここで廣橋次長につきましてはこの後、所用がございますので、大変恐縮ですが、退席をさせていただきます。

2 介護保険運営協議会

【田淵課長】

それでは、令和4年度第4回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

引き続き進行務めます、介護保険課長田淵でございます。

着座にて失礼させていただきます。

まず初めに会議の傍聴に関する報告をさせていただきます。君津市審議会等の会議の公開に関する規則によりまして、審議会等の会議は、一部を除いて公開することとされておりますが、本会議におきましては傍聴希望される方はいらっしゃいませんでしたので、ご報告させていただきます。

続きまして、介護保険運営協議会保住会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

【保住会長】

皆様こんばんは、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。会長を務めさせていただきます、保住です。

本日は議題が5件あります。各議題についてですね、皆さんの忌憚ないご意見をいただき、この君津の介護保険行政をどう進めていくか意見をいただければと思いますので、

ぜひよろしく願いいたします。

【田淵課長】

ありがとうございました。

では、これより、議題に入るわけですが、議題に入る前に、先日、お配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず、令和4年度第4回君津市介護保険運営協議会の次第が1枚、委員名簿で、議題ごとの資料になりますが、右上に、議題の番号が振ってある書類が5議題配布させていただきます。

それから追加資料の方を1枚机の上に置かせていただきました。

皆様お手元におそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、君津市介護保険規則第5条の5により議長は会長が行うこととなっておりますので、進行につきましては、保住会長によりお願いいたします。

【保住会長】

事務局より示されましたので、議長を務めさせていただきます。

ただいまの出席委員は14名です。従いまして、委員の半数以上に達しておりますので、ただいまから君津市介護保険運営協議会を開会いたします。

まず、本日の会議の議事録署名委員の指名をお願いいたします。加藤委員を指名しますので、お願いいたします。

議題1 地域密着型サービス事業所公募に係る事業者の選定について

【保住会長】

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、議題1、地域密着型サービス事業者の公募に係る事業者の選定について事務局より説明をお願いします。

【山河係長】

それでは、議題1地域密着型サービス事業所公募に係る事業者の選定について、介護保険課の山河からご説明させていただきます。

まず、1公募の目的としましては、君津市では君津市高齢者保健福祉計画第8介護保険事業計画、令和3年度から令和5年度に基づき、介護基盤の整備をするものになっています。

この計画に基づき、地域密着型サービス事業の適正な整備充実に向けて、事業評価移設、運営する事業者を評価選定するため実施するものです。

内容につきましては、スケジュールとして、令和4年12月19日に公募説明会を実施、公募受付を12月26日から翌年1月26日まで受け付けをさせていただきました。

当方行った事業と対象圏域については、対象圏域を市内全域として、定期巡回随時対応型訪問介護看護を1事業所。続いて、対象圏域を小糸圏域として、認知症対応型共同生活介護を1事業所。続いて、対象圏域を市内全域として、看護小規模多機能型居宅介

護を1事業所。以上の3事業の公募を実施させていただきましたが、応募はありませんでした。

続きまして、本公募の候補要件等の見直しの基礎資料とするため、介護サービス事業者の方にアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの内容と回答としては、まず1つ目として公募の内容についての意見、公募スケジュールの公募申込書類受付の期間が約1ヶ月あり余裕があるように見えるが、提出書類の位置図、建物配置図、各階平面図、立面図の手配、設計事務所への依頼から仕上がりまでを手配する期間としては、短いと感じる。

2つ目地域密着型サービスの事業所の整備に関して意見がありましたら記入をお願いしますという内容に対しましては、建設に関して現在の社会情勢による資機材の不足、供給の不安定、物価高騰等の不安材料から、事業者として、整備資金の確保、公募条件のスケジュール等の厳守等の問題から、新規事業の計画を躊躇するのではないかと。2つ目として、備品が発注から納期まで1年かかるもの。スプリンクラーヘッドやエレベーター等、工期の見通しが立たない。

3つ目としましては人材確保に関して、介護サービス従業者の確保は事業者にとって大きな問題であり、特に資格職、看護職、ケアマネジャー、栄養士は募集をかけても応募がない状況であり、事業のうち、資格職の配置が必須の場合は職員確保の保証がないため、人材確保の観点から新規受注事業を計画できない。という内容でした。

4つ目として、収支に関して、光熱費の値上がり、諸物価の高騰により運営への不安があり、建設段階での資材、人件費の高騰による整備資金が膨らみ、事業者持ち出しが大きく、また、人件費も、企業者も人材募集に際して給与を上げて募集するため特に看護師の賃金が上がる傾向にあり、収支計画における人件費比率が上がり収益を圧迫してしまう。また、事業を展開する上で計画の需要と実際の状況がわからず、利用者の確保ができない場合の不安がある。

5つ目としましては、介護看護職員の採用が難しい。他事業者、管理者と話をしても介護職員を募集しても動かないまま、紹介業者に依頼すれば高額な紹介手数料が発生し、時期によっては返事もない状態です。雇用保険受給のために、3ヶ月待機するのであれば、介護職員募集に応募してくれたらといつも思います。といった、アンケートの回答がありました。

こちらにつきましては、スケジュール等対応できるものについては検討させていただきます。今後については、来年度、定期巡回随時対応型訪問介護看護募集の際に検討させていただければと考えております。

また、こちらの議題1に関しまして事前の意見としまして、津金澤委員から、質問をいただいております。

アンケートにあるように、初期コスト、ランニングコスト、人件費の高騰により、介護事業所は非常に厳しい経営状況にある。全国的に見ても約半数の通所介護事業所は、国は介護事業所の経営状況開示を、今後の方針に掲げてきている。この状況を鑑みれば、介護保険法上の地域区分の引き上げが必要なことは明白である。君津市は現在7級地であり、市と同じ級にすべきである。市の財政状況は健全化しており、公務員、君津市役所職員の地域手当は5%としていることから、自分たちの給料を確保し、介護事業所の経営を無視する行政を市民は否定するはずである。といったご意見がありました。こ

ちらにつきましては、介護事業所の運営費や人件費は、介護報酬や利用者の自己負担から賄われているものであり、ここ数年のコロナ禍の影響もあり、利用の減少など、事業所の皆様におかれましては大変な苦勞されていると認識しております。

介護報酬については、サービスごとに算定した単位数に、地域別に設定された単価をかけることで算定しますが、これらの単価等は介護保険制度で国により決められており、地域区分については、君津市では、高い地域区分の地域にすべて囲まれているといった特例にも該当しないため、原則通り公務員の地域手当の設定に準拠することとなっております。

地域区分の設定も含めた介護報酬制度に関しては厚生労働省が設定しており、君津市が独自に設定できるものではありません。

ただ、現在のように急激な経済状況の変化も介護報酬が対応しているかという点、必ずしもそうではないと思います。

また、君津市だけ地域区分を上げれば解決する問題ではないと考えております。

なお国に対する要望事項として事業者の介護保険介護報酬制度を改善するように、君津市から千葉県市長会に提出しているところであります。

以上で議題1、地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定についての説明とさせていただきます。

【保住会長】

ありがとうございました。

ご説明がありました。この議題1に関して質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【水野谷委員】

質問になりますが、この介護保険事業計画なんですけれどもこれはね、人口を基にこういう計画を作りなさいという計画になっていると思うんですけれども、そこに、就労者人口とかそういうのは、加味されているものなんですか。

また、この計画通りにいかないとなると、何かこの交付金等が減額されてしまうとか、ペナルティ等が施策の中であるのでしょうか。

以上の2つをご質問します。

【山河係長】

前後してすみません、まず2つ目の交付金とペナルティがあるかということですが、こちらについては、特にペナルティはありません。

【水野谷委員】

ありがとうございます。事前に質問しておけばよかったのですが、それをしていなかったものでした。また、その辺は後日で構いませんので教えてください。

この意見の中に書いてあるものはまさにその通りだと思って思います。私も法人でいくつかの事業をやっていますが介護職員、それから看護職というのがもう募集しても集まらないっていうところで、地団駄しているところなんですけれども、事業者からすれば、

アンケートにもあったように利用者がいない。それから、支える従業者が集まらない。という状況が、これから悪くなることはあっても良くなることはないと思う。

そういうことからすると、この計画から一部再公募するということですがけれども、乗っかってくる事業者があればそれはありがたいけれども、なかなか難しいところなのかなと思います。

私は、数ヶ月後の誕生日で 67 才になりますが、何とか 100 才までは生きたいなと思っています。というのは、私が 100 才になる 2050 年の日本の将来人口は、1 億を切るといわれています。本当は 105 歳になる、2055 年まで生きたいと思っていますが、2050 年から 2055 年までの 5 年の間、1000 万の人口が減って、2055 年には 9000 万の人口が割ると言われています。

人口分布をみると、高齢者の数っていうのは、そんなに変わらない。今後、子供の数も減りはするけれど、大きく落ち込むわけではないと思う。何が大きく減るのかという勤労者世代なんです。

そういうようなことを考えたときに、果たして、国の将来人口が国の示す通りなるかどうかわからないけれど、かなり精緻な予測だという風にされている。

そういうところで、従事者の集まらないっていうようなところがおかしいところ。

例えばヘルパーが本当に今、後継者がいない。看護職もない。福祉介護の現場では 40 万人の人材不足が予想される中で、そこら辺は改善しないと、この計画通りにサービスを推進していく、充足させていくことは、極めて困難だと私は思っているところです。

そんなところで、公募はしていただくとして、計画をこれからは、また見直していくっていうか、そういうようなことも、必要だと思う。

来年改正になります。今、回答がありました通り、だけど、計画通りいかなきゃペナルティがあるっていうならあれですけど、絵にかいた餅で終わってしまう可能性って、すごく高いと思うんですよ。

例えば、君津市であれば、年間約 1,000 人の人口減が続く。5 年で 5,000 人、10 年で 1 万人、20 年から 25 年後には君津市の人口は 5 万人を割るという数値が出ている中で、高齢者の数は、微増で推移すると思いますが、抜本的な計画、労働者、従業者をどういうふうにするか。

君津市で看護学校作って、そして無利子の奨学金を出してあげるとか、介護の学校に行く人たちに対して同じように無利子で奨学金を出してあげて、介護学校に行ってもらい、卒業後に君津市に帰ってきてもらうとか。

また、現在、光熱水費が今事業者をすごく圧迫していますから。そういう事業者には高熱水費をある程度、減額とか補助とかっていうようなことがあれば、また違ってくると思いますが、それは実際、無理じゃないかと思っています。

そんなところで、戯言かもしれませんがそんなことを、現場で感じているというところをお伝えしました。

【保住会長】

ありがとうございました。

これに関して、事務局から何らかの回答がありましたらお願いします。

【田淵課長】

ご意見いただきましてありがとうございます。

確かに今回公募した時、説明会には5事業所程来ていただきましたが、やはり実際に、公募に応募するには、今お話があったように、人材確保がとても難しいということは、事業者のほうからもお話を伺っておりますそして、この1年ぐらいで、原油高から始まり、物価の高騰などもありまして、運営費がとても高騰しているので、現状の法人、事業所運営においても、かなり厳しい状況で、新たな事業を立ち上げるということはかなりリスクがあるというか、勇気がいることだというふうには、お聞きしております。

8期の事業計画の方で、この期間に整備したいということで、今回、公募させていただきましたが、なるべく高齢者の方が安心して生活できるような体制を作っていきたいと考えまして、今後また来年度に公募を一部させていただけたらなと思って考えておりますが、かなり今の現状では厳しいということもこちらとしては承知しております。

水野谷委員のおっしゃったように今は、少子高齢化がとても進んでおり、そのうち、2040年を超えたら、いわゆる多死という、多くの方が亡くなってしまうという時期を迎えるということも言われておりますのでその辺のこともあり、事業所さんとしては先を見据えたときに、利用者がどのような推移をするのか、あるいは、従事者の方を確保できるのかということという問題があると思っております。答えになっていないのですが申し訳ありませんが以上です。

【水野谷委員】

話が大きくなってしまって申し訳ないのですが、人口減社会の中でのまちづくりはとても難しいと思います。

私は東北出身ですけれども先の震災の後、多くのお金をかけて、国から税金を集めてまちを再興しました、でも人口は3割しか戻ってこない。戻ってきた人のなかでも、お年寄りが多い、となるとそもそも巨額の資金をかけて復興したのにどうだったんだろうか。

今議論されている、この計画にはないが老人ホームや、デイサービスなんかやってみすけれど、この2年の間にずいぶん老人ホームや社会福祉法人がやっているデイサービスとかを閉めたり包括を手放したりってところが相次いでいる。そういう中で、何とか社福の方は頑張っている。その社福が、いよいよもってやっていけなくなってくるとなると、こういうサービスというのでも、計画通りには作れない、ということも肌で感じているところです。

市毎の人口の資料は届いていることかと思いますが人口推移とかを見ながら、まちづくりという介護保険事業計画を作って足元を見ながら作っていく必要があるのではないかと感じているところでございます。

【保住会長】

ありがとうございます。

なかなか重たい意見だと思いますが、非常にこれからの計画を決めるのに重要なお話だったかと思えます。

他の委員はなにかありますでしょうか。
津金澤委員をお願いします。

【津金澤委員】

はじめに級地区分の話ですが、できない理由は聞いてなくて、どうしたらできるかを聞きたくて意見しました。

事業所では人材確保は困難です。運転費用は高騰してます。その答えって、報酬単価を上げるか等級上げるかしかありません。両方やらなかつたら、事業所がつぶれるだけなんです。

皆さん、ピンとこないかもしれませんが、特養をつくれと言われて、100床の特養を作ろうとすると要すると最低、10億かかるんですよ。それを20年で償還するんですけど、20年後に年寄りがいるかといったときに、先ほど水野谷委員が言ってたようにいないかもしれない地域もあるんですよ。

我々は事業者なので、借金を背負って、代表取締役の名前でリスクをとって商売をするわけですね、でも市役所は別にどんな失政を行おうと、誰も責任とらなくていいわけで、市長だって、選挙で変わっちゃうわけですから、その本気度が全然違うんで。

なので、こういう理由だからできませんっていう回答ではなくて、こういうふうにやったらできると思えますっていうことを探して欲しいなとは思っています。

国と県に僕聞いたんですけど、できないことないって言われてるので、どうして、できないという回答になったのかわからないんですけど。

介護保険制度が残っても、事業者がなくなったり、従業員がいなくなったら、多分もたないと思うし、すでにもうなくなり始めてるっていう日本国内の現状があつて、お金のない市町村は仕方がないと思うんですけども、君津は幸い今何とかなってるので、今手を打てば、もう少し長生きする介護事業所が出てくるんじゃないかと思っています。

普通こういうことって、マーケットだったら、じゃあストライキします。明日から年寄り受けれないよその代わり、受け入れるときは給料上げてね。ってやるんですけど。我々、応諾義務があるので、それはできない。

定員は決まってますし、介護報酬決まってますから、デイサービス満員になった時点で、それ以上売上が伸びない奴隷みたいな仕組みで働いているんですよ。そういう、肌感覚でわかりますかね。もちろん行政と立法関係があるから、公務員に言ってもしょうがないだろうっていうところもよくわかります。

議員に言えっていうのもわかるんですけど、議員をねじ込んでワーワー騒ぐのが筋なんかいわれると、それは違うと思うんです。こういう公の場で、我々すごく困ってるんで、ちょっと考えてもらえませんか、というのが筋だと思う。

せっかくこの運営協議会もまともな運営協議会になってきて、多分僕毎回でてるけどこの、ドリームチームのメンバーで初めて、運協よくなってるなって感じてるんで、こうまとめて、ちゃんと言うようにしたいと思っているんですけど、できる理由をぜひ考えて次の委員会で、お答えいただければと思います。できないっていうのはたぶん嘘です。以上です。

【保住会長】

ありがとうございます。

今の意見について、事務局から何かありますでしょうか。

【山河係長】

今の津金澤委員からのご意見について、実施があるかどうかは、不明ですが、地域区分の設定に関して、国からの意向調査が実施される場合は、介護保険料やサービスを利用する利用者の負担額にも影響するため慎重に判断する必要があります。

また、君津圏域である木更津市、袖ヶ浦市、富津市と情報共有を図りながら対応していきたいと考えております。

以上です。

【津金澤委員】

その機会があることは僕も知ってるので、そのタイミングでやる以外合法的な方法はないと思っているんですがやる気がないとそのタイミングを逃すので、必ずそのタイミングで協議に入っていただきたいと思います。

この3事業どうして応募がないかっていうと、我々事業者の方はわかるんですけど、皆さん、これ損益分岐点が非常に高い事業なんです。つまりやっても儲からない。

人が集まらなくて、やっても儲からない事業に手を挙げる馬鹿な事業者がいるわけがない。そういう背景があるってことも多分、行政分かっているんで、我々事業者の勝手をいうと、その問題共有しないと絶対良くなっていかないので、そこも共有したいと思います。以上です。

【保住会長】

ありがとうございます。

この計画というものがどういうふうなことで行われるかという本質的な議論となっていると思います。これから先、君津市全体の介護行政をどのように進めていくか、せっかくこれだけのメンバーが集まっているので、本当に前向きな意見でどういう風にしたらできるのかをぜひ考える機会にできればと考えますがいかがでしょうか。

あとは、もし例えば質問等、まだありましたら、協議会ですので、ぜひ発言してください。

議題1に関してはよろしいでしょうか。

質疑はないようですので、議題1の質疑はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございます。

議題2 地域密着型サービス事業所公募に係る事業者の選定について

【保住会長】

続きまして、議題2に移ります。議題2、令和4年度地域包括支援センターの事業評価について事務局より説明をお願いします。

【安藤室長】

高齢者支援課の安藤です。

議題2、令和4年度地域包括支援センターの事業評価について、報告内容をご説明をさせていただきます。

追加で配布しました、「地域包括支援センターのご案内」をご覧ください。

まず初めに、地域包括支援センターとは、市町村が設置主体となり、地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるように、地域ぐるみで高齢者を支える拠点となることを目的として設置される施設になります。

主な業務としまして、介護予防事業として要支援1・2と認定された方や、介護が必要となる可能性が高い方への支援するための介護予防ケアプランの作成を行ったり、地域の高齢者に関する様々な相談を受けて必要なサービスに繋げるなどの業務を行っております。

市内全体をカバーするため、本市では君津市地域包括支援室のほか、中部地域包括支援センター、小糸清和地域包括支援センター、東部地域包括支援センターの3か所で業務を委託し、計4か所で事業を行っております。

これから説明いたします、事業評価については、地域包括支援センターが実施する事業の質の向上のための理由から、毎年、国で策定した全国統一の評価指標を通じ、地域包括支援センターの取組みの確認や課題を把握して、地域包括支援センターの適切な人員体制の確保や業務の重点化等の観点から評価を受けることになっているものです。

なお、小糸・清和地域包括支援センターについては令和4年度4月から開設したため、令和3年度中の実績を評価する本議題では入っておりません。ご了承ください。

続いて、お手元の資料の議題2（1）をご覧ください。資料に記載されておりますのが、地域包括支援センターの取組状況の表とレーダーチャートとなっております。こちらは、今年度、国が実施した令和4年度の地域包括支援センターの令和3年度実績による事業評価結果から、本市地域包括支援センターと、全国平均及び千葉県平均を比較したものです。

なお、表に記載のある直営包括というのは君津市地域包括支援室を表しております。こちらの指数（％）は、事業の達成度を示しており、数値が高いほど取組が進んでいることを示しています。

直営包括は、組織運営体制、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援、事業間連携について100%となっています。

また、中部包括と東部包括は、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援、事業間連携について100%となっています。

続いて、お手元の資料の議題2（3）をご覧ください。こちらは評価の総括が記載されている資料になります。

本市の地域包括支援センターの特徴としましては、全国及び千葉県と比較し、平均的な水準にありますが、その中で、地域ケア会議に課題があります。

地域ケア会議とは、地域包括支援センター等が主催となり、医師や介護事業者等の関係者を招き、在宅生活支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的として開催する会議のことを言います。これにつきましては、令和3年度は、コロナの影響により困難事例型の地域ケア会議の開催ができていませんでしたが、令和

4年度は困難事例型の地域ケア会議が開催できましたので、令和5年度の事業評価で改善する見込みです。

また、取組が進んでいない業務としましては、組織運営体制については、中部包括と東部包括に保健師を配置していないことが理由となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援については、直営包括が出前講座等の開催ができていないことが理由となります。

これについては、令和5年3月に前出講座の開催ができましたので、令和5年度の事業評価で改善する見込みです。

地域ケア会議については、令和3年度はコロナの影響により、困難事例型の地域ケア会議の開催ができていないことから、センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知できていない。

また、センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討できていないことや、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていない。

市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していない。センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していない。地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていない。センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していない。といった項目が未達成となっていることが理由となります。

これについては、令和4年度は、困難事例型の地域ケア会議が開催できましたので、令和5年度の事業評価で改善する見込みです。

今後の取組については、地域ケア会議については、コロナ禍により開催できていなかった個別事例について多職種と連携して検討する。また、地域課題に関しても検討する。開催した地域ケア会議については、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有し、その後の変化等をモニタリングする。また、地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、直営包括に報告する。こととしています。

以上で、議題2 令和4年度 地域包括支援センターの事業評価についての説明とさせていただきます。

【保省会長】

説明は終わりました。

ありがとうございます。

では、議題2の説明に関する質問等がありましたら各委員の方、挙手をお願いします。林委員をお願いします。

【林委員】

質問として、総括の2取組が進んでいない業務に関連して、まず、2-の(4)地域ケア会議について、センター主催の地域ケア会議に関して、地域課題に関して検討している

か、前から運営協議会での地域ケア会議の開催について、話をさせていただいてきているところなんですけども。令和4年度にようやく開催が、できているという報告も受けましたが、回数としては1回程度ずつの開催で終わっていると思います。

こういった中で私の方でも地域包括支援センターを運用しているなかで、辛辣な質問かもしれませんが、包括センターとして地域本会議を運営する能力というのはどうなのでしょう、これらの評価って公開で実施したりしていますか。というのがまず1点目の質問です。

次に、私は地域ケア会議での課題、地域ケア課題を検討していく中で不足しているサービス、こういったものを抽出する事によって、議題のうちに結びつくとかねてから思っているんですね。

この地域ではこういう訪問系のサービスが必要なんだよと言った時に、じゃあ市としては、具体的な方針もまたその情報を例えば、ケアマネジャーが共有する事によって、この地域でこういうサービスを導入すると、地域での介護の不足部分が充足できるのではないかと、情報が結びついていくのではないかと、だいぶ前からそういうふうに思っています。

こういった中で、回答として地域ケア会議の開催回数が1回程度ということで、もう少し積極的開催できればいいのかなとおもっています。最初の質問は以上です。

【安藤室長】

高齢者支援課 安藤です。

ご質問ありがとうございました。

今お話があった通り、本来であれば、地域ケア会議というのが、地域包括支援センターを運営する中で、当然1回で十分とは考えてはいませんが、約2年くらいですかね、新型コロナウイルスの影響等で開催できていない時期があって、何とか今年度、開催することができました、という程度に過ぎませんが、今後積極的な開催ができていなければいけないと考えています。

あと、個別支援、困難事例型の地域ケア会議について、会議を開催すべき事例というものもないわけじゃないんで、当然事例があった時には積極的に開催していかなくちゃいけないですし、当然他の委託先の包括も含めての情報共有という事は必要かなと思います。ですので、委員からお話があった通り当然年に1回開催できて良かった、ということではないと認識しております。

今後、積極的な開催ができるようにと考えておりますが、この評価指標を使った千葉県平均・全国平均では、この評価指標を使ったレベルでの説明しかできていないなと感じている部分はありますので、今後は委託包括とも色々連携するなかで、評価、運営をしていくべきじゃないかなと思います。課題として人員的な体制の部分もありますが、十分していかなくちゃいけない部分だと認識しております。

その地域ケア会議というのが、先ほど委員からもお話があった通り何のためにやるかという部分で、一つは地域の課題をあぶりだすというのが大きな目的のひとつになっていますので、その部分でこの地域に何が必要なのかという部分が出てきますので、それが9期介護保険事業計画の中に反映されていくという形が当然自然な流れだなというふうに考えています。

地域ケア会議の結果については、介護保険課の方との連携していますので、計画の中でどういうふうに活かしていくという過程の方がよく話していかなきゃいけないと思っています。

以上です。

【保住会長】

ありがとうございました。
他にご意見等ありますでしょうか。

【津金澤委員】

地域ケア会議というものは、地域にある介護の問題をわかりやすく出してきて、それを、公の明るい場所に出して、みんなで考えて解決をする流れだと思うんですけども、そういう理解で大丈夫ですよ。

林委員がさっき言いましたけど、もう地域課題として、人が集まらなくて困っているんですけど、とか沢山議題が出てきています。君津市ではないんですけど、そういうの一言言われると、仕事が増えちゃうんだから困るんだよねって市町村もあるわけで、そういうふうになっていくと、あまりその地域ケア会議やれやれってやってもどうせ、何も変わらないでしょうということになってしまうので、やれやれっていか先にあるものが出てきたものに関しては誠実に対応しなければいけないことがあると思うんです。しつこいようなんですけども、地域課題、もう議題1で明確になってるんでそこは地域課題としても、きちんと把握した上で対応をお願いしたいと、委員としては発言をしたいと思います。以上です。

【保住会長】

ありがとうございます。
そこに対して、何かコメントありますでしょうか。

【安藤室長】

委員がおっしゃった通りで、当然様々な課題、この地域ケア会議、担当している事業所が少ないとかって根本的な問題から含めてですね、地域の格差だったりがあるという事は承知していますので、9期の計画のなかでも活かせるのかというところを考えていきたいと思います。

【保住会長】

ありがとうございます。
他にご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。
大丈夫ですかね。まあ、そうですね。
地域ケア会議にはこの先は本当にまあ、本当に最前線で働いている方々の意見があると思うんですよ。そういう意見をぜひ酌み取っていただいて、解決できる方法を、ぜひみなさんで考えていければと思います。宜しく申し上げます。
では議題2に関しては、これで質疑の方、終了させていただきます。

議題 3 令和 5 年度君津市地域包括支援センター設置運営方針について（報告）

【保住会長】

続きまして、議題 3 に移ります。

令和 5 年度君津市地域包括支援センター設置運営方針について事務局より説明をお願いします。

【安藤室長】

続きまして、議題 3、令和 5 年度君津市地域包括支援センター設置運営方針について、内容の説明をさせていただきます。

本議題について、事前に委員の方から指摘を受けまして、議題での報告となっておりますが、これは今まで方針について、本来は事前にこのような形で、意見をいただく場を設けるべきだったんですが、今まで、年度が変わって 4 月に入ってからですね、結果を報告するってということが続いてしまったもので、報告としてしまったんですが、今回から案としてますので、その場ですね、出た意見を当然、反映できるというふうに考えてますので、報告と書いてありますが、ご意見をいただけたらと思います。

お手元の資料、議題 3 (1) をご覧いただいて、設置運営方針について説明させていただけたらと思います。

設置運営方針とは、介護保険法に基づき、地域包括支援センターの設置及び運営上の基本的な考え方である期限、業務推進の指針等を明確にするとともに、業務の円滑な実施に資することを目的に策定するものとなっております。

つづいて、こちらが令和 4 年の設置運営方針からの変更点をまとめたものとなっております。

令和 5 年度君津市地域包括支援センター設置運営方針については、「5 基準の運用について」を追加しました。これは、業務継続計画の策定を意識し、ハラスメントの防止、業務継続計画の策定、虐待の防止について記載したものです。

「基準の運用について」は、「君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に定められた基準により、以下の事項について必要な措置を講じます。」とし、「ハラスメントの防止」については、「地域包括支援センターは、職場におけるハラスメントは、尊厳や人格を傷つける許されない行為であるばかりでなく、職員のモチベーションの低下やメンタルヘルスの不調を引き起こす要因となり、就場環境の悪化を招きます。

君津市人材育成基本方針に従い、定期的にハラスメント研修を実施し、職員への周知啓発と意識向上に努めます。また、利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）についても必要な措置を講じます。」として、定期的なハラスメント研修の実施は、各包括支援センターのセンター長に研修を実施し、各センターでもセンター長が中心となって研修を実施します。また、相談体制の整備として、君津市地域包括支援室へ各包括支援センター職員からハラスメントの相談ができるようにします。そして、ハラスメント等の防止に関する規定に基づく対応措置を行っていきます。

また、相談体制の整備として、人事評価申請の各地域、包括支援センター職員からの発言とか相談できるようにいたします。そして、ハラスメント等の防止に関する規定に

基づく対応措置を行っていきます。

次に「業務継続計画の策定」については、「地域包括支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、事業運営の継続的な実施や非常体制で早期の運営再開を図るための計画を策定し、それに従い必要な措置を講じます。」としました。こちらは、令和5年度中に策定する予定で、現在、君津市地域包括支援室を含む各地域包括支援センターで策定をすすめています。

続いて「虐待の防止」については、「虐待の発生またはその再発を防止するための対策について、「君津市高齢者虐待対応連携マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、適切な対応をとります。また、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を定めて対策を推進します。」としました。

「君津市高齢者虐待対応連携マニュアル」については、地域包括支援センター間において、社会福祉士が中心となり対応の浸透を図っています。この後のページに、介護保険法も一部抜粋しております。

この後の議題3（2）ページに介護保険法の一部を抜粋、また、議題3（3）ページから、令和5年度君津市地域包括支援センター設置運営方針を掲載しております。時間の都合上、変更点以外の説明は割愛させていただきますが、後ほどご確認ください。

最後に1点だけ説明させていただければと思います。議題3の（7）、中段より少しやや下ですね、（5）消費者被害の防止、についてでございますが、必要な情報提供を行います、としているんですが、これにつきましても、議題2の事業評価の中の裁定にも関わってくる事になりますが、介護支援専門医、訪問介護員等に、この地域で、こういった消費者被害がおきてますよ、というような注意喚起をするための情報を提供しなさいという項目がありまして、それを実施するための項目になりますので、ここで言う必要な情報提供というのは、個人情報を含まないものになりますので、消費者被害者の個人情報なんか提供するとかそういうふうに読める可能性があったものですから、訂正させていただきました。

後程ですね、他の部分についてもご覧いただけたらと思います。

以上で、令和5年度君津市地域包括支援センター設置運営方針についての説明とさせていただきます。

【保住会長】

ありがとうございます。

今、事務局の説明が終わりましたけども、これについて質問がありましたら、各委員の方、挙手をお願いします。

【水野谷委員】

この追加内容のところのハラスメントの防止の中に、利用者等からの著しい迷惑行為、カスタマーハラスメントについて、というような数字がありますが、これすごく大事な事だなどと思いますし、また同時に難しい事だなどというふうに思います。

私のところでも、事業をやってるけど、職員のうっかりミスといったところから、家族から電話がかかってきて、院長出せと。或いは理事長はなぜ謝罪にこないんだという

ような、そういうお叱りを受けたりだとかですね。また家族の方と同席した時にものすごく怒鳴られて叱責されて結果的にそれが職員のトラウマになってしまって、今、離職あるいは病んでしまって休職というふうなところにも繋がった事案でもいくつもあります。

我々事業者っていうのは、商人は客と喧嘩せずというのがありますがけれども、サービス事業者も、介護度の重い低いとか経済的理由の多い少ないとかを理由にサービスを拒んではならないというふうな不文律があります。

そういうところもあるし、元は職員のミスというところもあるので、ただ、ただ謝罪をして、お詫びをして、というふうなところにつなげてるところなんですけども、なかなかこの、この議題で言う、カスタマーハラスメントは地域包括支援センターの設置運営っていうことになってるかと思うんですけど、全サービス事業所がですね、そういったところに苛まれているんだというところを含み置きいただければというふうに思います。

介護事故は、保健所の方に届け出すというような形、そういう中で報告にはあがってない中で、そういうカスタマーハラスメントですね。事業者の方もそれを作るように今検討してるんですが、どういうふうについたらいいかってのは難しいっていう事ですね。

極論かもしれませんが、一番心配してるのは、去年の1月だったか埼玉であった事件なんです。90過ぎの母親が亡くなって、確か70になる息子さんでしょうか。医師を呼びつけて、散弾銃で撃ち殺すっていうような、ちょっとあれは特異な例だと思いますけれども、詳細はわかりませんが、前後して、ヘルパー事業所の方も呼ばれてたんだそうですね。それがもし先だったらヘルパー事業所の方が、射殺されたんじゃないかなというふうに思います。そんな特異な例はあるかと思いますが、利用者はさておき、家族にすごく、過度な要求を突きつけられたりして、事業所は事業所で、ワンオペじゃなくて、1人の職員にだけ責任を負わせるっていうんじゃなくて、皆で共有して、みんなで、このあれにあたろうというふうに呼びかけてはいますけれども、実際かなりそういうところに苦しんでいる事業者、またそれが職員の離職に繋がってしまって、事業者にとっても、大変苦しんでいるところがあるというところも共有していただけたらと思います。

このカスタマーハラスメントについても、ぜひまた推進していただいて実際にまたそれは、協議できたらありがたいな、というふうに思います。
以上です。

【保省会長】

ありがとうございます。

もし、話がありましたら事務局からお願いします。

【安藤室長】

ご意見をいただきまして、お話あった通りカスタマーハラスメントについて、文字で書くのは簡単ですけど、実施していくのは大変難しいというお話かと思います。ただ、ここに書いてあるからにはですね、ちゃんと実施できるように私たちもしっかり対応していかなければいけないと思いました。

虐待のですね、ハラスメントの防止をかけたと言われますように各委託先の包括の方で、じゃあどうすればいいのって事もあるので、言った通り包括の方が、その話を聞いて適切なところに相談を持って行く形が取れたらと思いますので、そういった部分も研修も含めてですね、しっかりやっていかなくちやいけないなど改めて感じました。
ありがとうございます。

【水野谷委員】

ありがとうございます。

【保住会長】

実は君津市医師会でのこのような動きは確かにありまして、埼玉の事例を参考に訪問で行かれる医師・看護師といった、介護員とか、そんな方々が危険な目にあってはいけないという事で、医師会から4市に宛てて申し入れですね、なんらか条例でも何でもいいですけどそういう安全の対策っていうことを、送ろうっていう流れがあります。医師会で、恐らく各4市に送られてるんじゃないかと思うんですけども、これがさらに上位のところまで進められていくように活動していきますので、何より働く人の安全ですよ。それをできるだけ法律面や条例の面からもカバーできる形でできるような形ができればいいと思います。よろしくお願いします。

すみません。ちょっと脱線しましたが、他に何か意見ありますでしょうか。

【津金澤委員】

地域課題の基準の運用についての(2)の3つ目、ハラスメントの防止に関する規程の対応措置というのは具体的に何を指すのか。というのが1点目。「措置」って頻繁に言葉が使われてますけども、行政措置という意味で使っているのか、良きに計らうって一般的な意味で使っているのか、教えてください。ハラスメントの防止はぜひやっていただきたいと思います。

水野谷委員とまったく同じ意見で僕も現場で年に1回包丁向けられますし、猟銃は1回だけ向けられた事がありまして、猟銃の時は君津警察の生活安全課の人に助けられましたので、そういうふうな事は、君津でもおきているので、是非是非。じゃあ、質問2点よろしく願います。

【安藤室長】

ただいまの質問あった通りで具体的な、今、考えてる対応といたしましては、まずはハラスメントの研修をしよう、という事を考えています。包括の中でも、その研修を受けた方が中心となって広めてもらって、その職員の方がハラスメントの相談できる場所として、委託包括の中だけじゃなくて行政として行っていけるようにしたい。君津市包括支援室の方にも困った時に相談できるよという事をですね、事業所としてですね、対応できるようにしようという事が一つです。

次にハラスメント等の防止に関する規定に基づく対応措置ということで、ハラスメント等の防止に関する規定みたいなものが示されていますので、それに基づいて、対応措置をしていこうという事で最後の一文は入れてございます。

【津金澤委員】

質問が悪くてごめんなさい。

2点目の質問は、行政措置だと、強制力を伴う行政処分て意味になるかと思うんですよ。

ただ、一般の世の中で対応措置の措置は、良きに計らえ、という意味だと思うので、そのどちらの意味で使ってるのかなっていうのを教えてくださいと。

【安藤室長】

申し訳ありませんでした。

ここに書いてある対応措置の措置はですね、口幅ったいですけども、良きに計らえのほうです。強制力は残念ながらないです。

【保住会長】

ほかに何かありますかね。

【津金澤委員】

変更というところではなくてですね。

3の(6)のところ、業務推進の方針というところですね。地域における家屋を活用し、地域に暮らす高齢者の生活を支えますというところの、4段目に、さらなる問題の発生を防止する必要があります、っていう言葉がありますが、さらなる問題っていうのはどういうことを想定されていますか。

【安藤室長】

ここにある、さらなる問題の発生防止する必要があります、という意味なんですけどもここに書いてる通り、介護保険サービスのみならず、地域における適切なサービス。これはインフォーマルサービスとか含むって事になると思うんですけど、介護保険とのフォーマルサービスだけでなくインフォーマルサービス等の活用等とかも含めた、継続的なもので行って、要するにそこで一つの課題が解決したから、この問題が解決だという事ではなくて、その後、想定される課題とかっていうのがある場合があるので、その時に見守りをつづけることによって、事前にですね、この次に起こるであろう問題を防止していく必要があるというような、意味合いになります。

【大古委員】

それは例えば事故とか、故意的なものとかってそういうような事で宜しいですか。

【安藤室長】

事故というかですね、例えばですけども、認知の初期認知の初期段階の人だったとして、その初期の人が、現時点で生活ができる状況を作ったとしても、しばらくしたら認知症の症状が進行することがあります。その際、ここで終わっちゃうんじゃないくて、継続的に、その期間はその人によって変わりますけれども、月1回でも、2週間に1回

でも、要するに事を続けることによって、未然にその次の問題が発生することを防げるというような、そういう意味合いになります。

【大古委員】

わかりました、ありがとうございます。

そうであるところで、防止っていうことで、防いじゃうと、今後先に進まないような気がするんですよ。そこを押さえようということ。

それよりは、なぜそうなってしまうのかっていう原因究明をする事によって、その対策を考えた方が、今後、いろんな人が、携わったときにこういう事例があればこうした方がいいんじゃないかっていう、先に進めるんじゃないかというふうに思います。

だからそういうことの方の改革って言うほうがいいような気がしました。

【安藤室長】

委員から話があったように、実際の対応としては多くの場合で、必ず成功するというわけではないので、課題が残って、それを後で分析したりですね、課題を共有することによって、次の問題を防ぐことに繋がるってことは当然でございます。ですが、あくまで方針って考えた時に、方針としては当然、防止したい訳なんですよ。問題が起きていいよ、としたわけではないので、ここでの表現としては防止としております。

ただ、実際防止し切れない場合もあったりして、そういうのは、当然情報共有をして、今後につなげていくというのは当然考えられますけども、方針提起として考えた時には防止ができた方がいいのかなというふうに考えています。

【保住会長】

確かに、問題を放置するという訳ではないと思うんですけども、ただ単に出た問題を、本当に防げれば一番いいですけど、現実にはたくさん問題が起きている訳で、ちゃんとその原因がどこにあるのか、それに対しての問題をどう解決していくかという情報を蓄積していくことで、この次の介護とか行政とか活かしていくというものだと思います。

ぜひ問題っていう努力というのを皆さん、惜しまないようにやればと思いますが、いかがでしょうか。

予防の防止って言う意味ですよ。意味合いとしてはそういう解釈であれば、きっともっと前向きな良いのが出来るかと思うので、それで宜しいでしょうか。他にご意見とかありましたらどうぞ。

【大古委員】

すいません。もう一つ、議題3の(9)、5ページですね。職員の姿勢ってところで、(7)のこの下から2段目にですね、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行できるよう、て書いてあるんですけど、これ利益って言葉おかしくないですか。

当事者に対してはやっぱり最善の安心とか安らぎを図るとかってそういう言葉の方が合ってるんじゃないかなと思ったんですが、いかがですかね。

【安藤室長】

内容としては当然そういう事も含みますが、この利益という表現を使ったところについては、当然、安心を与えるというような意味の一つとはしてあるんですけども、その安心を求めている方もいますし、中には、具体的な事を求めているという、その人にとっての利益っていうのは違うと思うんですね。

その方が望んでいることを提供していかなくちゃいけないっていう意味でも、表現としての幅があるという形で利益という表現を使っているイメージになります。

でも、その本人にとっての望んでいることが、つい一つの方向性で考えがちなんですけども、意外とバラバラだったりする時があって、この人にとってはそれを目指して対応しなくちゃいけないね、と思う場面が結構あったりします。

【水野谷委員】

おそらく表現の元になっているのは、労働法だとか、労働基準法だとか、雇用の方の法律で使用されている文言だと思うので、確かに委員がおっしゃるように、利益とか一般市民からすれば、なんかちょっと馴染まないという、そういう感じは確かに受けると思うんですけども元が法になじんだ言葉なんだっていうふうに、理解するしかないんじゃないかなっていうふうに思います。公共の福祉とか、そういう平たい言葉だとね、もっというと思いますけれども。

【安藤室長】

委員からお話があった通りですね。ベースがその以上の法律表現から来ているというところは間違いなくございます。ですので、福祉という部分では確かに、利益という言葉は、なかなか馴染まないというイメージなのかなと思うんですけども、このような表現にさせていただいております。

代わりになる何かいい表現等がございましたら検討いたします。

【保住会長】

なかなか難しいところですね。

確かにこれに変わる最善の福祉要素というのがなかなか難しいかなと思いますが、

【保住会長】

一応、案という事ではあるので、もしよければ、ちょっとなかなか、すぐに答えが出ないかもしれないので、一度持ち帰って考えて何かいい表現方法など、アイデアがあれば出してもらって、事務局の方で検討いただくというような形でいかがでしょうか。

【安藤室長】

そうしましたら、短くて申し訳ありませんが、3月30日までに、良い表現が浮かんだ方がいましたら事務局の方にごいただきましてそれで提出して、送るよういたします。

もし、ないようであれば、すいませんがこのまま採用させていただければというふうに考えています。以上です。

【保住会長】

よろしいですかね。では他に意見はありますか。
ないようですので、議題3はここまでといたします。

議題4 介護予防支援業務を委託する事業所について

【保社会長】

続いて議題4、介護予防支援業務を委託する事業所について、事務局より説明をお願いします。

【安藤室長】

高齢者支援課の安藤です。説明をする前に申し訳ありませんが、次第ではこちらの方の報告となっておりますが、皆様にご審議をいただくものになりますので、報告ではございませんので訂正いたします。

介護予防支援業務は、要支援1及び要支援2に認定された方が、介護予防サービスを利用するにあたり、介護予防支援事業所である地域包括支援センターが介護予防ケアプランの作成やサービス事業所の調整などを行うものであり、居宅介護支援事業所に業務を委託することができます。また、公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経ることとされております。

なお、現在、承認をいただいております事業所数は、市内34箇所、市外50箇所、計84箇所になります。

今回、新たに1事業所について、介護予防支援業務を委託してよいか、ご審議をお願いするものです。

なお、番号1事業所名さとの介護支援事業所についてですが、委託する理由としては、利用者から以前担当していたケアマネジャーがおり同じケアマネジャーにお願いしたいとの事です。

木更津市にこの事業所について確認したところ、介護予防支援事業の委託を受けており実績のある事業所とのことであり、また、提出書類を審査しましたところ、問題等はありませんでした。

以上で、議題4、介護予防支援業務を委託する事業所についてのご説明とさせていただきます。

皆さんご審議の程よろしくお願いいたします。

【保社会長】

説明ありがとうございました。

この内容につきまして質問等がありましたら、委員の方々挙手をお願いします。

この件に関して質問はありませんかね。そうしたら質疑としては終了としますが、ただいまの議題に関して承認をするという内容ですので、介護予防支援業務を委託する事業者について、この原案通り承認される方は挙手をお願いします。

挙手多数ということなので、議題は承認ということによろしいでしょうか。

【保社会長】

では承認とさせていただきます。

続きまして、議題5その他について、事務局から何かありますでしょうか。

議題5 その他

【山河係長】

介護保険課の山河の方からその他の説明をさせていただきます。

その他としまして、議題5で令和5年度介護保険運営協議会開催スケジュール案についてということで、ご説明させていただきます。

日程調整について(1)年間の開催日程の調整、(2)年間の開催日程の決定及び通知について、令和5年度の4月当初に実施をさせていただいて(3)開催・不開催の決定及び開催日の確認を、開催日の1ヶ月程度前に(4)開催通知については、開催日の1～3週間程度前に、実施させていただきます。

次に令和5年度開催スケジュール案としましては、いずれも開催時間は19時から開催方法は対面開催。

開催の予定時期については、1回目を令和5年5月下旬、2回目を令和5年7月下旬、3回目を令和5年9月下旬、4回目を令和5年11月下旬、5回目を来年の1月下旬、6回目を来年の3月下旬に予定しております。

上記予定以外にも協議する内容が発生した場合は別途調整の上開催する場合がありますということで、スケジュール案になります。

こちらについては、事前に林委員の方から、スケジュール案が示されていますが、第1回開催が5月下旬とあるが、すでに5月の予定が埋まりつつあり、せめて次回の開催時期の候補日を示していただければありがたい。

運営協議会が毎回終了する毎に次回開催の候補日を決めてはどうか。

また、1日に絞れなければ、幾日かの候補日を示していただければ運営協議会を優先できるのですが、という意見をいただいております。

こちらにつきましては、5月下旬を予定している1回目については、5月の25日から31日の間で調整させていただければと考えております。

何か他にご意見等ありましたら、言っていただきまして、その意見を踏まえて、この後議長と調整させていただいて、進めさせていただければと思います。

事務局からは以上になります。

【保住会長】

ありがとうございます。この件に関して質問はありますでしょうか。

なければ、事務局の提案通り、まず一応、候補日の5月の最終週ぐらいにまた、修正をしながらできるだけ早い段階での通知という事でよろしいですかね。

では、そういう事で今後、準備していきましょう。

本日の議事はすべて終了となりました。これで議長の任を解かせていただきます。本日はご協力ありがとうございました。

3 閉会(20:40)

【田渕課長】(20:40)

保住会長、議事進行どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第4回君津市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、遅い時間にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

以上

議事録署名

委員氏名 加藤 美代子